

健康相談・面接指導 利用申込書

事業場	事業場名	
	所在地	〒
	パートを含む労働者数	(男: 人) (女: 人) (計 人)
	事業内容	
	代表者	職名: 氏名:
	担当者	職名: 氏名: 電話: FAX:
企業の情報※2	企業名 () 労働者数 (人) 産業医 (人) うち 総括産業医 (有・無)	
相談内容 (希望するものに○)	1 労働者の健康相談(メンタルヘルスを含む)・保健指導 (対象者 名) ◎健康相談・保健指導は、意見聴取の対象労働者を対象とします。 ◎医師・保健師が訪問して保健指導を実施する際に、ご希望により健康講話を実施できます。但し、健康講話のみの申込みは受けできませんのでご了承下さい。 1 希望する 2 希望しない (いずれかに○印をお願いします) 2 健康診断の結果についての医師の意見聴取 (対象者 名) 3 長時間労働者に対する面接指導 (対象者 名) 4 高ストレス者に対する面接指導 (対象者 名) 5 その他 () (対象者 名)	
他の支援希望調査 (希望するものに○)	1 職場巡視 2 化学物質・粉じん・騒音対策 3 受動喫煙防止対策 4 メンタルヘルス研修 5 病気からの職場復帰プログラム策定	
その他連絡事項等 自由記載欄		

- ※1 福島産業保健総合支援センター及び各地域産業保健センターの支援は、一時的な支援として実施するものであり「健康相談・面接指導」に係るご利用は1事業場年2回、1人年2回までが限度となります。
- ※2 申込事業場が企業の支店、営業所、工場、多店舗展開の店舗等の場合には当該企業の情報を記入してください。なお、本事業は中小企業の小規模事業場を優先的に対象といたします。
総括産業医が居る企業の小規模事業場は支援対象外といたします。(平成31年度から適用)
- ※3 「総括産業医」とは、企業における名称の如何に関わらず、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医のことを指します。
- ※4 労働者本人からの申込みの場合は「1労働者の健康管理相談(メンタルヘルスを含む)」のみに対応します。担当者欄にご本人の氏名を記入のうえ、氏名の後ろに「本人」と注記してください。
- ※5 本用紙に記載された情報は、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。

- * 下記事項をご確認いただき、チェックをしてください。
- 1 全項目に漏れなく記入しています。
 - 2 事業場は50人未満です。
 - 3 当社に総括産業医は居ません。
 - 4 健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しています。
 - 5 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。
 - 6 上記に相違ありません。

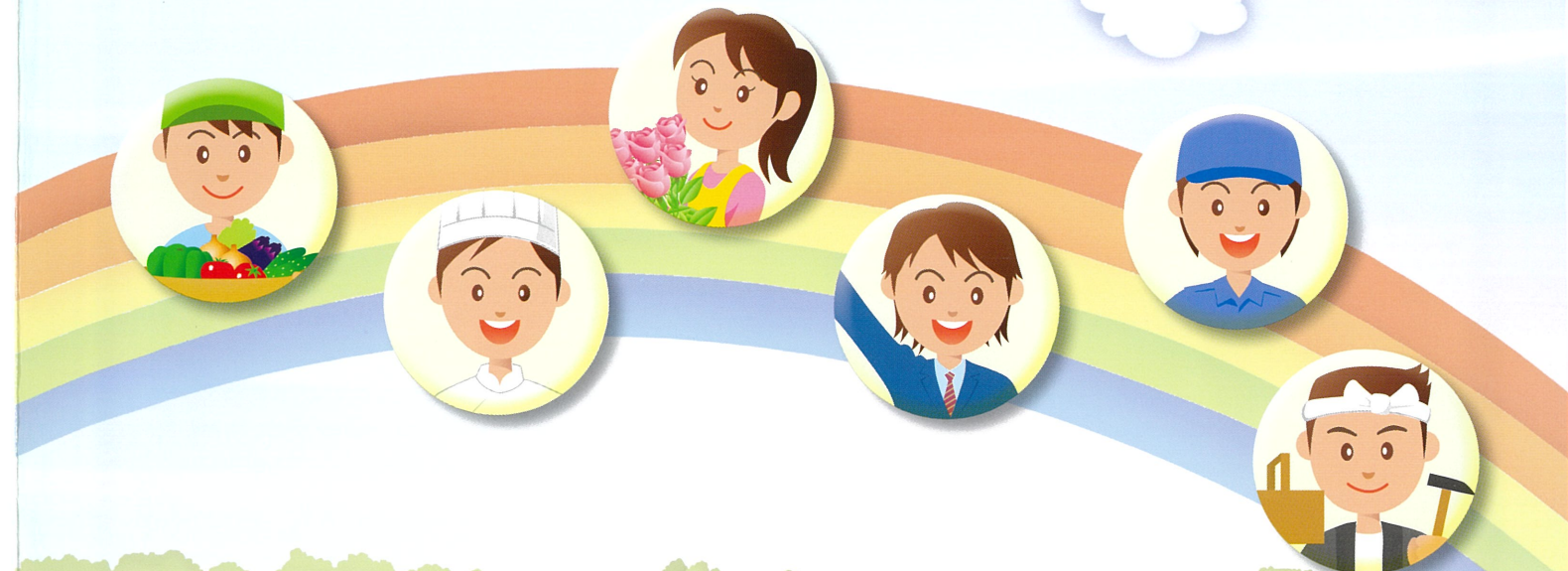
チェック欄
はい いいえ

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

白河地域産業保健センターのごあんない

応援します!

職場のいきいき健康



白河地域産業保健センター

〒961-0054 白河市北中川原313 白河医師会内
TEL 0248-23-3701 FAX 0248-27-3825
コーディネーター携帯 070-2197-8612

白河地域産業保健センターでは皆さまのお越しをお待ちしております！

産業医選任義務のない小規模事業場(労働者数50人未満)の事業者や労働者の皆様の健康相談を**無料**で行っております。お気軽にご相談ください。

相談対応

1 労働者の健康管理についての相談

(1) 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

定期健康診断結果について、脳・心臓疾患関係の主な検査項目(血中脂質検査、血圧の検査、血糖検査、尿中の糖の検査、心電図検査)などに、異常の所見がある労働者に対して、医師または保健師が日常生活面での指導などを行います。

(2) メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導

不眠などメンタルヘルス不調を感じている労働者、定期健康診断の際、ストレスに関連する症状・不調を把握された労働者に対して、医師または保健師が相談・指導を行います。

2 健康診断の結果に基づく医師からの意見聴取(法令事項)

労働安全衛生法は、事業者に対して、健康診断で異常の所見があった労働者の、健康保持のために必要な措置について、医師から意見を聴取することが義務付けられています。(労働安全衛生法第66条の4)

3 長時間労働者に対する面接指導(法令事項)

脳・心臓疾患の発生を予防するため、時間外、休日労働時間が月80時間を超え疲労の蓄積が認められる者に対し、事業者は医師による面接指導を実施することが義務付けられています。

(労働安全衛生法第66条の8、労働安全衛生規則第52条の2)

又時間外・休日労働時間が月80時間未満でも、疲労の蓄積が認められる者や、健康上の不安を有している者等に対しても医師による面接指導が努力義務とされています。

(労働安全衛生法第66条の9、労働安全衛生規則第52条の8)

4 ストレスチェックに係る高ストレス者の面接指導(法令事項)

ストレスチェックの結果、高ストレスであり、面接指導が必要であると、ストレスチェック実施者が判定した者を対象として、面接指導を実施することが義務付けられています。(労働安全衛生法第66条の10)

個別訪問指導(産業医などによる職場巡視など)

訪問を希望する小規模事業場を医師、保健師または労働衛生工学の専門家が訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。

担当地域



所在地



白河地域産業保健センター

〒961-0054 白河市北中川原313 白河医師会内
TEL 0248-23-3701 FAX 0248-27-3825
コーディネーター携帯 070-2197-8612
E-mail shirakawa@fukushimas.johas.go.jp

ご利用にあたっては事前の申し込みが必要です！
裏面の利用申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込みください。
相談内容や指導内容については秘密を厳守します。